

施設サービス

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスを利用できません。

■介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】(原則要介護3以上の方)

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴・排泄など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



■介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や看護、リハビリが受けられます。

■介護療養型医療施設

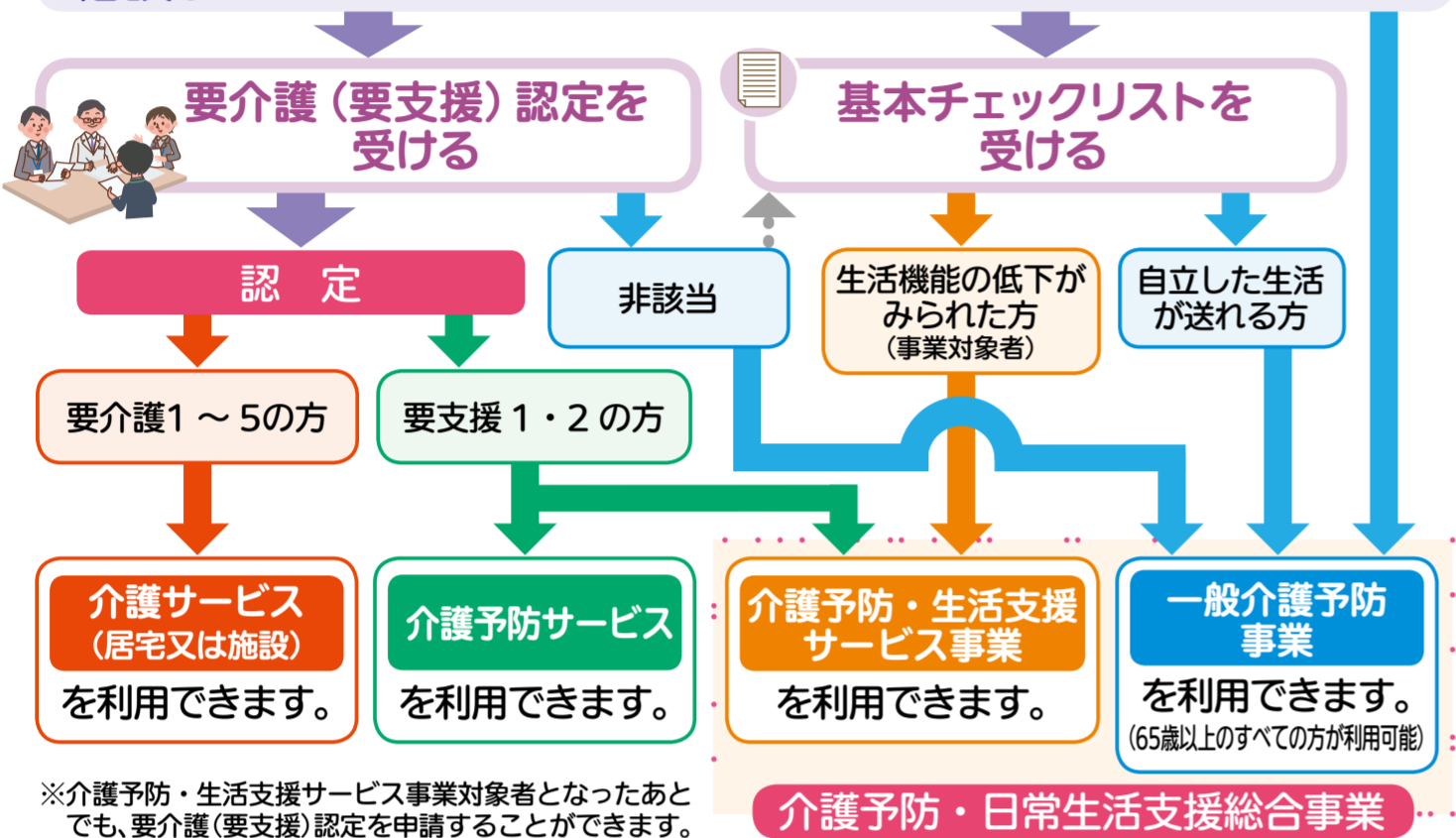
急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方が対象の医療機関の病床です。医療・看護などが受けられます。

■介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

サービス利用の手順

相談する(65歳以上の方) 町長寿福祉課又は、地域包括支援センターに相談します。



※介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとも、要介護(要支援)認定を申請することができます。

お問い合わせは

- 茨城町役場 長寿福祉課
TEL.029-291-8407 FAX.029-219-1026
- 茨城町地域包括支援センター
TEL.029-292-8577 FAX.029-219-0201

この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。 無断転載・複製禁止 ©(株)現代けんこう出版

医療と介護の連携マップ



茨城町

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)【グループホーム】
認知症の方が共同で生活できる場(居住)で食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

地域密着型通所介護

通所介護事業所の利用定員が18名以下の事業所です。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス(ホームヘルプ)

従来型訪問介護(訪問介護相当サービス)

ホームヘルパー等が訪問し、生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除等)、身体介護(食事や入浴の介助)を行います。



通所型サービス(デイサービス)

従来型通所介護(通所介護相当サービス)

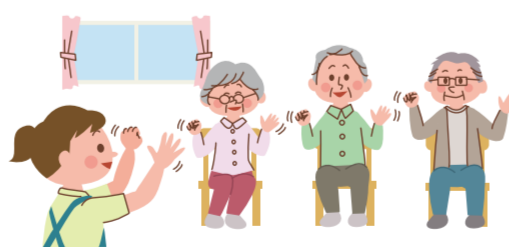
通所介護施設(デイサービスセンター)などで、生活機能を維持向上させるための体操や筋力トレーニング、食事、入浴、趣味などを通じた高齢者の集いの場を提供します。

短期集中通所型サービス

●元気あっぷ教室 ●脳の健康教室 ●脳若トレーニング

町総合福祉センターゆうゆう館や介護老人保健施設などで、運動やレクリエーション等を受けられます。

※食事・入浴の提供はありません。



一般介護予防事業

65歳以上の方であれば誰でも参加できる介護予防のための事業です。

介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や講座・講演会などを開催し、介護予防の重要性を周知します。

地域介護予防活動支援事業

地域における住民の皆さんが主体となった、介護予防に役立つ通いの場づくりや、介護予防活動の育成及び支援を行います。

※シルバーリハビリ体操教室

地域リハビリテーション活動支援事業

地域での通いの場にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防活動を支援します。



在宅サービス

訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護や、炊事・清掃などの生活援助を行います。
※生活援助は、独居高齢者または同居家族がいる方のうちやむを得ない事情のある方が対象となります。

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
要支援者の場合、本人のできる範囲でお手伝いをします。



訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。
要支援者の場合、本人が行える体操やリハビリなどを指導します。

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが訪問し、療養上の管理・指導をします。
要支援者の場合、本人の改善を目的とした療養上の管理・指導をします。



訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などが訪問し、主治医と連絡をとりながら病状の観察や床ずれの手当て、点滴の管理などを行います。
要支援者の場合、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練などが受けられます。

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や医療機関で、機能訓練などが受けられます。
要支援者の場合、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが受けられます。



短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

施設に短期間入所して、介護や機能訓練などが受けられます。

要支援者の場合、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医学的管理を受ける「療養介護」があります。



特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入所者生活介護)

有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

要支援者の場合、食事・入浴などの生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。